

名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕

第一章 総則

第1. 目的

名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕（以下「本基準」という。）は、都心部等において高質なオープンスペースの整備・運営を誘導することにより、良好な都市の環境や憩い、賑わいを創出し、もってまちの魅力や活力の向上を図ることを目的とする。

第2. 定義

（1）オープンスペース

「第3. 対象制度」の各号に掲げる制度により、本基準を適用する建築物の敷地内に整備される空間のうち、市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間をいう。

（2）整備

オープンスペースを企画、設計及び施工することをいう。

（3）運営

整備後のオープンスペースを活用及び維持管理することをいう。

（4）活用

オープンスペースの効用を高めるため又は利用者の利便を増進するために、効果的にオープンスペースを使用することをいう。

（5）維持管理

オープンスペースを安全かつ良好な状態に保つことをいう。

（6）公共空間

日常一般に開放され、通行や滞在の用に供される空間のうち、公共空地や交通施設等として、法や条例等に位置付けられたものをいう。（道路、公園、地下街、鉄道駅、バスターミナル等）

（7）公共的空間

日常一般に開放され、通行や滞在の用に供される空間のうち、公共空間以外のもので、行政機関の許可又は行政機関との協定等により、その空間の公共性や開放性が担保されたものをいう。（オープンスペース等）

第3. 対象制度

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
- (3) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計制度
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく総合設計制度
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく総合設計制度
- (6) その他、本基準を適用することが適当と市長が認めた制度

第4. 対象区域

本基準の対象区域は、名古屋市都市計画マスタープラン2030における「都心部」内の商業地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域）とする。

その他、名古屋市都市計画マスタープラン2030における「拠点市街地」内の商業地域など、本基準を適用することが望ましいと市長が認めた場合についても対象とすることができる。

第5. 基本方針

- (1) オープンスペースは、整備の目的や公共性に鑑み、公開性を確保しなければならない。
また、良好な都市の環境や憩い、賑わいの創出を図るため、都市における様々な課題に対応し、利用者の多様なニーズに応えられるよう、多様性を確保することが望ましい。
- (2) オープンスペースの整備に当たっては、周辺状況、地域における課題やニーズ、まちづくりの方針等を踏まえ、オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針等について検討するものとする。
- (3) オープンスペースの運営に当たっては、整備目標、整備方針が達成されるよう、適切な運営を行うとともに、オープンスペースの運営状況、社会情勢や周辺状況及び地域における課題やニーズ等の変化を踏まえ、運営の最適化に継続して取り組むよう努めるものとする。

第6. その他

本基準の運用に必要な事項の詳細は別に定める。

第二章 整備基準

第1. オープンスペースの種類、区分

オープンスペースの種類、区分は下表のとおりとする。

種類	区分	整備内容
移動空間	歩道状通路①	通行に必要な幅員が確保されている前面道路の歩道の歩行環境を向上させる通路状の空間
	歩道状通路②	通行に必要な幅員が確保されていない前面道路を補完するよう、前面道路とあわせて必要な幅員を確保する通路状の空間
	歩道状通路③	歩道状通路②のうち、街区の一辺にわたるもの
	通り抜け通路	都市における歩行者ネットワークとして、公共空間又は公共的空間を相互に連絡する通路状の空間
滞在空間	憩い広場	日常的に利用者に憩いや安らぎを与える広場状の空間
	憩い・賑わい広場①	憩い広場のうち、賑わい連携機能 ^{※1} 又は賑わい創出機能 ^{※2} を有するもの
	憩い・賑わい広場②	憩い広場のうち、賑わい連携機能 ^{※1} 及び賑わい創出機能 ^{※2} を有するもの
その他		市長が必要と認める整備内容 ^{※3}

※1 賑わい連携機能を有するもの

沿道の賑わいを生み出す商業文化施設、地域魅力発信施設、その他市長が必要と認める賑わい施設等（以下「賑わい施設等」という。）が、原則として建築物の当該滞在空間に面する長さの5割以上で配置されたもの

※2 賑わい創出機能を有するもの

イベントの開催や移動販売車の設置などの賑わい創出に資する活用に必要な設備、構造等を備えた空間を150㎡以上有するもの

※3 市長が必要と認める整備内容

事業者の創意工夫により提案される整備内容のうち、市長が必要と認めるもの

第2. オープンスペースの必要基準と推奨基準

オープンスペースの整備基準の種類は下表のとおりとする。

必要基準	オープンスペースの公開性や機能を確保するために必要な基準
推奨基準	オープンスペースの高質化（多様なニーズや課題に対応する機能の充実、快適性や魅力の向上等）を実現するために推奨される基準

1. オープンスペース共通の必要基準

- (1) 配置、形状及び規模並びに周囲のしつらえ等は、オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、有効に機能するものとする。
- ①前面道路に接する部分には、歩道の整備状況、交通状況、まちづくりの方針等を踏まえ、適切な種類・区分、形状、規模のオープンスペースを配置する。
 - ②駐車場、設備機器、ごみ置き場等はオープンスペースに直接面しない配置とし、やむを得ず配置する場合は、目隠しを設置するなど景観に配慮する。
 - ③建築物の1階のオープンスペースに面する部分には住室及び住戸を設けない。
 - ④車両動線は、原則としてオープンスペースを分断しない計画とし、やむを得ず分断が生じる場合は出入口の集約化等により必要最小限の範囲とする。
 - ⑤屋根がかりを設ける場合、公共空間や公共的空間からの視認性に留意するとともに、規模に応じた適切な天井高（天井又ははり下の高さのうち小さい寸法をいう。以下同じ。）とし、最低 2.5m 以上確保する。
- (2) デザイン（色彩、素材等）は、有効に機能し、魅力的な都市空間の形成に資するよう、敷地内の建築物や周辺環境と調和したものとする。
- ①オープンスペースに面する道路の特性や敷地周辺の状況、まちづくりの方針等を踏まえたしつらえとする。
 - ②連続した移動環境や滞在環境が形成されるよう、敷地周辺の公共空間や公共的空間との調和、一体化を図る。
 - ③使用する色彩は、まとまりのある配色とする。
 - ④構成する素材は、使い方を想定し、憩いや賑わいの演出に資するよう選定する。
 - ⑤案内サインや広告・看板等を設置する場合、極端に華美な印象とならないよう、動光を伴う標示は原則として使用しない。
- (3) 誰もが安心・安全に利用できるものとする。
- ①点字ブロックやスロープの設置などバリアフリーに対応した整備を行うとともに、通路の平坦性確保や案内サイン等におけるピクトグラムの採用など、ユニバーサルデザインの視点を導入する。
 - ②想定する利用時間帯を考慮して、自然光や照明による明るさ、見通しや人目を確保する。
 - ③建築物の開口部やバルコニー等がオープンスペースに面する場合は、当該部分からの水平距離が、当該部分の高さの平方根の2分の1以内で落下物のおそれのある部分に

おいては、危険防止対策を講じる。

- ④オープンスペースを屋上等に設ける場合、防風フェンスや落下防止柵を設けるなど安全対策を講じる。

(4) 利用者に安らぎを与え、都市にうるおいをもたらすよう、オープンスペースを有効に緑化すること。

- ①利用者の目に触れるよう緑化する。
- ②屋外のオープンスペースにおいては、歩行環境向上部分及び滞在空間のうち屋外の面積の合計の20%以上の緑化面積を確保する。
- ③将来にわたり維持されるよう配慮した、配置、樹種、植栽基盤等とする。

(5) 設置する工作物等は、有効に機能するとともに、十分な強度と耐久性を有するものを選定すること。

- ①工作物等は、オープンスペースの機能を阻害しない配置とする。
- ②コミュニティサイクルポートを設置する場合、誰もが利用しやすい場所に配置するとともに、オープンスペースの利用や通行等の妨げとならないよう配慮する。
- ③オープンスペースの標示板を適切な位置に配置する。標示板の素材は、耐候性、耐久性が高く、かつ、容易に破損しないものとする。
- ④広告・看板等はできる限り集約化し、オープンスペースの機能を阻害しないものとする。
- ⑤公共空間から視認しづらい位置にオープンスペースを設ける場合や、公共施設等への経路として移動空間を設ける場合、案内サインをわかり易い位置に配置する。

2. 移動空間の必要基準

【共通】

(1) 歩行部分（通行に必要な幅員を確保する通路状の空間をいう。以下同じ。）は、専ら通行の用に供する部分として有効に機能するよう整備すること。

- ①原則として工作物等を設置しない。
- ②原則として歩行部分や歩行部分に隣接する歩行空間等との段差は設けない。
- ③一の経路ごとに同一幅で確保する。

(2) 歩行環境向上部分（前面道路の歩道や歩行部分の歩行環境を向上させる通路状の空間をいう。以下同じ。）は、整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、有効に機能するよう整備すること。

- ①歩行環境向上部分には、植栽、ベンチ、照明その他の歩行環境を向上させるための工作物等を設置する。
- ②歩行環境向上部分の幅は、工作物等を有効に機能させるために必要な幅員（原則として0.5m以上2m以内）を確保するものとし、一の経路ごとに同一幅で確保する。

【歩道状通路】

- (3) 前面道路の歩道の整備状況や通行量、まちづくりの方針等を踏まえ、前面道路の機能や歩行環境の向上に資するものとする。
- ①「歩道状通路①」は、前面道路の歩道の歩行環境を向上させる歩行環境向上部分を整備する。
 - ②「歩道状通路②」及び「歩道状通路③」は、前面道路とあわせて通行に必要な幅員が確保されるよう、道路に沿って歩行部分を整備するとともに、必要に応じて歩行環境向上部分を整備する。
 - ③歩行部分は、前面道路の歩道の整備状況や通行量、まちづくりの方針等を踏まえ、通行に必要な幅員（歩道とあわせた幅員とし、原則として主要な道路は 4m、その他の道路は 2m を目安とする）を確保する。
- (4) 歩行部分及び歩行環境向上部分は、前面道路と一体的に利用できるよう整備するとともに、隣地との連続性に配慮すること。
- ①前面道路に接する敷地の端から端まで連続して整備する。
 - ②前面道路の歩道と段差を設けず、調和した仕上げとする。
 - ③原則として敷地内において隣地との連続性を妨げないものとする。

【通り抜け通路】

- (5) 都市の新たな歩行者ネットワークとして有効に機能するよう、公共空間又は公共的空間を相互に連絡するものとする。
- ①歩行者の交通利便の増進や回遊性の向上に資するよう、自然に通り抜けることができる歩行部分を整備するとともに、必要に応じて歩行環境向上部分を整備する。
 - ②歩行部分は、周辺状況等より想定する通行量に応じ、通行に必要な幅員（原則として屋外は 2 m、屋内は 4m）を確保する。
 - ③公共的空間として通り抜け可能な通路であることが容易に認識できるような配置や形状等で整備するとともに、見通しの確保や必要に応じて案内サインを設置する。
- (6) 地下通路や地上デッキとの接続などにより、立体的な歩行者ネットワークを整備する場合は、地上レベルにある公共空間へのバリアフリー動線が確保できるものとする。
- ①原則として円滑に歩道等の公共空間へ通り抜けることができるエレベーターやエスカレーター等を敷地内に設置する。

3. 移動空間の推奨基準

分類	推奨事項
機能性	01 隣地とあわせて、街区の一辺にわたる歩道状の通路を確保
	02 歩行者の休憩、待合場所（ベンチ等）の設置
	03 02のうち交通機関（バスやタクシー等）の待合機能を備えるもの
快適性	04 日差し、雨対策（効果的な屋根がかりや緑陰等の整備）
	05 良好な温熱環境の創出（屋外：ミスト設備の整備、屋内：空調設備の整備）
	06 良好な視環境の創出（屋外：高緑視率の確保、屋内：自然光の導入）
都市魅力	07 街並みの印象を高める顔づくり
	08 夜間景観の演出（高質な夜間照明の整備）
	09 オープンスペースの修景（水景施設、オブジェやアート等の設置）
みどり	10 高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽）
	11 特に高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽のうち、特に高質な植栽）
賑わい	12 賑わい施設等を、原則として建築物の当該移動空間に面する部分の長さの5割以上で配置
	13 賑わい施設等を、原則として建築物の当該移動空間に面する部分の長さの7割以上で配置
その他	14 市長が必要と認める事項

※12 及び 13 については、第 2. 4. 滞在空間の必要基準（3）に適合しなければならない。

※14 については、事業者の創意工夫により提案される事項のうち、市長が必要と認めるものとする。

4. 滞在空間の必要基準

【共通】

- (1) 誰もが見つけやすく、訪れやすい空間とすること。
 - ①公共空間から滞在空間へ至る動線はバリアフリーに対応した整備を行う。
 - ②屋外の道路レベルに設ける場合は、原則として広い道路や交差点部分など主要な公共空間に面して配置する。
 - ③主要な公共空間からの視認性が確保できない場合は、案内サイン等を設置する。
 - ④奥行きは原則 4m 以上かつ公共空間又は公共的空間に接する長さ以下とする。
 - ⑤屋内に設ける場合、公共空間や公共的空間に面して配置する。
 - ⑥屋内や屋上に設ける場合、公共空間や公共的空間から直接移動できる動線や視認性の確保、案内サイン等によりアクセス性を確保するとともに、滞在空間として容易に認識されるよう工夫する。
- (2) オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、滞在空間として有効に機能し、利用者の居心地に配慮して整備すること。
 - ①一団の面積は想定した使い方を踏まえた適切な規模とし、屋外に設ける場合は最低 100 m²以上、屋内に設ける場合は最低 300 m²以上とする。
 - ②屋内に設ける場合、原則として天井の高さは 10m 以上確保する。
 - ③椅子、その他の滞在機能を有する工作物等は居心地や眺望を想定し効果的に配置する。

【憩い・賑わい広場】

- (3) 滞在空間の区分における「賑わい連携機能」は、オープンスペースと賑わい施設等が有効に連携し、賑わいが演出されるよう整備すること。
 - ①オープンスペースに面する賑わい施設等は、原則としてガラスファサード等により賑わいを演出するしつらえとする。
 - ②オープンスペースと賑わい施設等とのアクセス性を確保する。
- (4) 滞在空間の区分における「賑わい創出機能」は、賑わい創出に係る有効な活用が円滑に実施できるよう整備するとともに、賑わい創出に係る活用を実施しないときは、憩い広場として有効に機能するよう整備すること。
 - ①イベント開催や移動販売車の設置ができるよう電源等の設備を整備する。
 - ②搬出入動線を確保し、屋外に設ける場合は車両の乗入れが可能な舗装とする。
 - ③賑わいに係る活用のほか、憩い広場として機能させることも想定し可動の椅子やテーブル等を設ける。

5.滞在空間の推奨基準

分類	推奨事項
機能性	01 多様な滞在ニーズに対応できる複数種類の椅子等を効果的に配置
	02 滞在可能な芝生広場を整備
	03 フリーWi-Fiを整備
快適性	04 日差し、雨対策（効果的な屋根がかりや緑陰等の整備）
	05 良好な温熱環境の創出（屋外：ミスト設備の整備、屋内：空調設備の整備）
	06 良好な視環境の創出（屋外：高緑視率の確保、屋内：自然光の導入）
都市魅力	07 街並みの印象を高める顔づくり
	08 夜間景観の演出（高質な夜間照明の整備）
	09 オープンスペースの修景（水景施設、オブジェやアート等の設置）
みどり	10 高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽）
	11 特に高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽のうち、特に高質な植栽）
賑わい	12 賑わい施設等を、原則として建築物の当該滞在空間に面する部分の長さの3割以上5割未満で配置するもの
	13 イベントの開催や移動販売車の設置など、賑わい創出に有効な活用に必要な設備、構造を備えた空間を50㎡以上150㎡未満で整備するもの
その他	14 市長が必要と認める事項

※12については、第2. 4. 滞在空間の必要基準（3）に適合しなければならない。

13については、第2. 4. 滞在空間の必要基準（4）に適合しなければならない。

※14については、事業者の創意工夫により提案される事項のうち、市長が必要と認めるものとする。

第3. オープンスペースの評価

機能的で高質なオープンスペースの整備を誘導するため、オープンスペースの有効性については、下表のとおり、各区分により評価するほか、推奨基準への適合項目数に応じて評価する。

なお、屋根がかりのある屋外の滞在空間は、開放的な都市空間の整備を誘導するため、天井高に応じて評価の低減を行う。このほか、オープンスペースとしての機能が低下する部分については評価の低減を行う。

種類	区分	基礎係数 k_0	増加係数 k_1									
移動空間	歩道状通路①	1.0	推奨基準の適合項目数に応じて 基礎係数に増加係数を加算する ことができる									
	歩道状通路②	1.2										
	歩道状通路③	1.4										
	通り抜け通路	1.2										
滞在空間	憩い広場	1.0	<table><tr><th>適合項目数</th><th>増加係数k_1</th></tr><tr><td>4 以上 7 未満</td><td>0.2</td></tr><tr><td>7 以上 10 未満</td><td>0.4</td></tr><tr><td>10 以上</td><td>0.6</td></tr></table>		適合項目数	増加係数 k_1	4 以上 7 未満	0.2	7 以上 10 未満	0.4	10 以上	0.6
	適合項目数	増加係数 k_1										
	4 以上 7 未満	0.2										
7 以上 10 未満	0.4											
10 以上	0.6											
憩い・賑わい広場①	1.2											
憩い・賑わい広場②	1.4											
その他		市長が別途定める										

低減係数を適用する範囲	低減係数 k_2
屋外の滞在空間のうち 屋根がかりの部分	0.8 (天井高 5m 以上 10m 未満) 0.6 (天井高 2.5m 以上 5m 未満)
オープンスペースの機能が低下する部分 (建築物の出入口付近や車路など)	0.0

1. 有効なオープンスペース率の算定方法

オープンスペースの整備による有効なオープンスペース率の算定は以下による。

オープンスペースの有効面積 S

$$S = \text{オープンスペースの実面積 } A \times (\text{基礎係数 } k_0 + \text{増加係数 } k_1) \times \text{低減係数 } k_2$$

有効なオープンスペース率 P

$$P = \text{敷地内のオープンスペースの有効面積 } S \text{ の合計 } \div \text{敷地面積}$$

第三章 運営基準

第1. 基本事項

- (1) 建築主は、オープンスペースの運営にあたり、あらかじめ運営責任者を選任し、都市計画法に基づく制度の場合は「オープンスペース運営責任者選任（変更）報告書（様式第 1-1 号）」により市長へ報告し、建築基準法等に基づく制度の場合は「オープンスペース運営責任者選任（変更）届（様式第 1-2 号）」により市長へ届け出ること。また、選任した運営責任者に変更がある時は、同様式により速やかに市長に報告し、又は届け出ること。
- (2) 運営責任者は、オープンスペースの運営にあたり、あらかじめ運営計画を策定し、運営計画期間開始 7 日前までに、都市計画法に基づく制度の場合は「オープンスペース運営計画策定（変更）届（様式第 2-1 号）」により市長へ届け出、建築基準法等に基づく制度の場合は「オープンスペース運営計画承認申請書（様式第 2-2 号）」を提出し「オープンスペース運営計画承認通知書（様式第 2-3 号）」により市長の承認を受けること。運営計画期間は 1 年とすること。また、策定した運営計画期間内に運営計画の変更がある時は、市と協議すること。
- (3) 運営責任者は、前項により届け出又は承認を受けた運営計画に基づき適切に運営すること。運営計画については、オープンスペースの運営状況、社会情勢や周辺状況及び地域における課題やニーズ等の変化を踏まえ、適宜見直すこと。
- (4) 運営責任者は、運営計画期間満了日の 14 日前までに、都市計画法に基づく制度の場合は「オープンスペース運営報告書（様式第 3-1 号）」により、建築基準法等に基づく制度の場合は「オープンスペース運営報告書（様式第 3-2 号）」により市長へ報告すること。
- (5) 建築物又は敷地について、譲渡や貸与等を行う場合は、適用する開発制度及び本基準に基づく権利義務を継承させること。

第2. 活用基準

オープンスペースは、以下の基準により、その一部を占有して活用することができる。

(1) 活用内容

次のいずれかに該当するものであること。

- ①憩いや安らぎ、交流や賑わいを生み出し、まちの魅力・活力の向上に寄与するもの
- ②公共公益に資するもの

(2) 活用形態

活用の形態を以下のとおり区分すること。

- ①同一の活用者による常設的な活用（以下「常設活用」という。）
- ②不特定の活用者による一時的な活用（以下「一時活用」という。）

(3) 活用基準

以下のいずれにも適合すること。

- ①「第1. 基本事項(2)」により届け出又は承認を受けた運営計画に基づく活用であること。
- ②誰もが気軽に参加又は利用できる内容とすること。
- ③開放的なしつらえ・雰囲気とすること。
- ④周辺と調和し魅力的な景観形成に寄与するよう配慮すること。
- ⑤市街地の環境を害するおそれがなく、公共の福祉に反しない内容とすること。
- ⑥活用範囲は原則として滞在空間内とし、常に活用面積は滞在空間の面積の50%以内で、このうち常設活用については滞在空間の面積の25%以内とすること。ただし、公共公益に資するイベント等で、個別に市長が認めた場合はこの限りでない。
- ⑦活用に伴う設置物は撤去可能な構造とし、原則として各日の活用時間終了後に撤去すること。ただし、常設活用において、その活用内容や活用範囲について運営計画に特記し、個別に市長が認めた場合はこの限りでない。

(4) その他

- ①賑わい創出機能を有するオープンスペースでは、活用の要件、使用料、手続きの流れ等について、活用希望者に明示できるようルールを定めておくこと。
- ②運営者は活用によって収益を得た場合は、収益の一部をオープンスペースの維持管理や高質化に向けた環境整備等の費用に充てること。

第3. 維持管理基準

オープンスペースは、以下の基準により、維持管理を行うこと。

(1) 日常的な維持管理

- ①オープンスペースは、終日開放すること。ただし、管理上その他合理的な理由により、終日開放することが適当ではないと市長が認めた場合はこの限りでない。
- ②誰もが快適に利用できる状態を保つため、点検、警備、清掃などを適切に行うこと。
- ③オープンスペースを構成する材料や工作物は常時良好な状態を保ち、破損等が生じた場合は速やかに修繕を行うこと。

(2) オープンスペースの更新

- ①維持管理体制に加え、将来的な修繕や更新についても検討すること。
- ②修繕や更新にあたっては、オープンスペースの運営状況、社会情勢や周辺状況及び地域における課題やニーズ等の変化を踏まえ、運営の最適化とあわせてその内容を検討するよう努めること。

附則

本基準は、令和5年4月1日から施行する。

(様式 第1-1号)

年 月 日	
オープンスペース運営責任者選任（変更）報告書	
(宛先) 名古屋市長	
報告者 (協定締結者)	住所 氏名 電話
下記の名古屋都市計画 のオープンスペースについて、運営責任者を (選任・変更) しましたので報告します。	
記	
1.	の名称
2.	の内容
誓 約 書	
上記の施設について、「 に関する協定書」 (年 月 日) のとおり適切に運営することを誓約します。	
運営責任者 住所 氏名 電話	
※ 受付欄	※ 備 考

オープンスペース運営責任者選任（変更）報告書は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(様式 第1-2号)

年 月 日	
オープンスペース運営責任者選任（変更）届	
(宛先) 名古屋市長	
届出者 (建築主)	住所 氏名 電話
下記の総合設計許可建築物のオープンスペースについて、運営責任者を（選任・変更）しましたので届け出ます。	
記	
1. 建築主 住所 氏名 電話	
2. 建築物の名称	
3. 建築物の所在地	
4. 許可年月日・番号	年 月 日 第 号
誓 約 書	
上記の総合設計許可建築物において、オープンスペースを適法に運営することを誓約します。	
運営責任者 住所 氏名 電話	
※ 受付欄	※ 備考

オープンスペース運営責任者選任（変更）届は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(様式 第2-1号)

年 月 日	
オープンスペース運営計画策定（変更）届	
(宛先) 名古屋市長	
届出者 (運営責任者)	住所 氏名 電話
下記の名古屋都市計画 のオープンスペースについて、別添運営計画書により運営計画を（策定・変更）しましたので、届け出ます。 記 名 称 位 置 運営期間	
※ 受付欄	※ 備 考

別紙により、運営計画書を添付してください。

オープンスペース運営計画策定（変更）届は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(様式 第2-2号)

年 月 日	
オープンスペース運営計画承認申請書	
(宛先) 名古屋市長	
申請者 住所 (運営責任者) 氏名 電話	
下記の総合設計許可建築物のオープンスペースについて、別添運営計画書により運営計画を（策定・変更）しましたので、承認を申請します。	
記	
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	
許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
建 築 物 の 所 有 者	住所 氏名
維 持 管 理 責 任 者	住所 氏名
運 営 期 間	
オープンスペース面積	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受付欄	※ 備 考

別紙により、運営計画書を添付してください。

オープンスペース運営計画承認申請書は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

オープンスペース運営計画承認通知書

様

名古屋市長

下記の総合設計許可建築物のオープンスペースの運営計画（策定・変更）については、別添運営計画書により承認します。

記

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 許可年月日・番号 年 月 日 第 号

(様式 第3-1号)

年 月 日		
オープンスペース運営報告書		
(宛先) 名古屋市長		
報告者 住所 (運営責任者) 氏名 電話		
下記のとおりオープンスペースを運営しましたので報告します。		
記		
名 称		
位 置		
運営期間		
オープン スペース の運営状況	1 活用状況	
	2 維持管理状況	
	3 活用による 収益還元状況	
	4 運営上の問題点等 その他の報告事項	
	5 今後の運営方針	
※ 受付欄		※ 備 考

オープンスペース運営報告書は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(様式 第3-2号)

年 月 日

オープンスペース運営報告書

(宛先) 名古屋市長

報告者 住所
(運営責任者) 氏名
電話

下記のとおり総合設計許可建築物のオープンスペースを運営しましたので報告します。

記

建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 所 在 地		
許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号	
建 築 物 の 所 有 者	住所 氏名	
維 持 管 理 責 任 者	住所 氏名	
運 営 期 間		
オープン スペース の運営状況	1 活用状況	
	2 維持管理状況	
	3 活用による 収益還元状況	
	4 運営上の問題点等 その他の報告事項	
	5 今後の運営方針	
※ 受付欄		※ 備 考

オープンスペース運営報告書は、正副2部提出してください。

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。